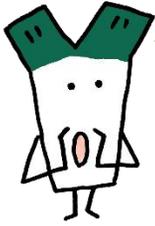


# 家具固定器具等の取付を支援します！



地震発生時には、家具の転倒により「下敷きになってケガをする」、「逃げ道をふさがれ避難が遅れてしまう」などの被害のおそれがあります。  
地震発生直後の命を守るために、身近な空間の安全確保として、家具の固定を実施しましょう。

## 対象者

岐南町に住所を有し、かつ、岐南町内において居宅で生活する方で、次のいずれかの条件に該当する方  
(※この事業を利用出来るのは、申請書を提出した年度内で1世帯につき1回限りです。)

- (1) 高齢者(65歳以上)のみの世帯に属する方
- (2) 要介護認定者
- (3) 身体障害者手帳(7級を除く)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

## 取付対象家具

家電製品を除く寝室の家具(タンス、本棚、収納棚など)2点まで

## 対象となる固定器具

釘やネジを使用し家具と壁を固定できるもの

(例) L型金具、ベルト式器具、チェーン式器具、ワイヤー式器具

※天井と家具の間に設置するポール式器具(つっぱり棒)等は対象外

## 費用

**無料**

## 取付までの流れ

1

### 申請

家具固定器具取付利用申請書に必要事項を記入し役場4階くらし安全課へ提出

※持家以外にお住まいの方は、当該家屋の所有者又は管理者の同意書を添付

※申請に当たっての主な同意事項

- (1) 取付後の家具や家屋に関する損賠賠償、取付後に発生した災害で家具の転倒事故等が発生した場合における損害賠償をしないこと。
- (2) 取付後の家具等の移動、器具の取外しは自己責任で行うこと。

2

### 事前調査

制度の利用が決定した場合、岐南町商工会建設部会の会員が訪問し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。

(訪問日時は事前に調整)

岐南町商工会 岐南町平成1丁目3番地

TEL: 058-246-8722

3

### 器具取付

事前調査した転倒防止器具の準備が出来次第、器具を取り付けます。

